平成２３年（フ）第６２４８号
東京都江東区亀戸６丁目61―８―401
債務者　矢野　京子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷ゆかり
4　破産債権の届出期間　平成23年６月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８４４号
福岡県福岡市中央区清川２丁目11―３―1215
債務者　本橋　友幸
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　摺木　崇夫
4　破産債権の届出期間　平成23年６月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月９日午前９時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８４５号
福岡県福岡市中央区清川２丁目11―３―1215
債務者　本橋　　香（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　摺木　崇夫
4　破産債権の届出期間　平成23年６月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月９日午前９時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１５４号
東京都世田谷区給田４―11―10　第一富美荘103、住民票上の住所東京都世田谷区南烏山５丁目12―８―202
債務者　齊藤千鶴子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有賀　隆之
4　破産債権の届出期間　平成23年６月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月９日午前９時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７１６号
千葉県松戸市五香西２―58―１、住民票上の住所東京都中野区沼袋３丁目27―10　サンリーフビル２階
債務者　有限会社マロントラベルこと　栗林　賢治
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉久保信一
4　破産債権の届出期間　平成23年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１６４号
東京都北区滝野川５丁目56―８―203
債務者　並木　　弘
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　章子
4　破産債権の届出期間　平成23年６月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月15日午前９時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６２３８号
群馬県高崎市飯玉町50―402、住民票上の住所群馬県高崎市箕郷町上芝228―４
債務者　劔持　雅史
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯谷　文明
4　破産債権の届出期間　平成23年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６２３９号
群馬県高崎市飯玉町50―302、住民票上の住所群馬県高崎市菅谷町1053―１
債務者　劔持　恵子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯谷　文明
4　破産債権の届出期間　平成23年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３５号
山形県米沢市城西１丁目７番16―17―２号　サトウＢ棟、前住所山形県米沢市大字芳泉町851番地の６
債務者　北原　　勉
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第８７号
群馬県桐生市新里町新川1385番地３　ラ・カンパーニュ10号
債務者　福島　　達
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　　忍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月11日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第８８号
群馬県桐生市新里町新川1385番地３　ラ・カンパーニュ10号
債務者　福島　祐子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　　忍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月11日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１２７号
山梨県笛吹市石和町山崎９番地１　エクシブ山崎１－Ａ
債務者　長澤　良樹
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎　杏奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８２号
滋賀県野洲市市三宅2700　シャトーアルバⅡ205、住民票上の住所滋賀県草津市片岡町248番地10
債務者　松永美工こと　松永　次男
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朴　　大俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９７号
滋賀県草津市南笠町1179番地
債務者　田村　武雄
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野嶋　　直
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３８号
奈良県磯城郡田原本町大字味間116番地の１
債務者　福田　　寛
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南條　浩志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月25日午前９時55分
5　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係